

2023年9月吉日

TAA会員各位

TAA会員規約改定のご案内

平素はTAAをご愛顧頂き誠にありがとうございます。
 この度、TAA会員規約を一部改訂することとなりましたので、ご案内させていただきます。
 TAAでは今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、会員の皆様にはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

【内容】「CARFAX」「AUTOCHECK」を、走行距離を証明する書類として採用する

※2023年10月1日改定

<クレーム事項>

- ・メーター改ざんが「CARFAX」「AUTOCHECK」にて判明した場合

<処理基準>

- ・ペナルティ無し、出品店は、落札代金、出品料、成約料、落札料、落札店までの往復陸送費を支払うものとする

<受付期限>

- ・開催日を含む30日以内

<TAA会員規約（抜粋）>

第六章 裁定（クレーム）	第3条 （クレーム受付期間）	6. ②	落札車がメーター改ざん車、走行不明車、純正新品メーター交換車で走行距離が変わる車両、積算計桁数不足によりメーターが1周以上し走行距離が変わる車両であるとき（ただし、送付した登録書類、保証書整備記録簿等から判明する場合は事務局発送日翌日より30日以内、CARFAX・AUTOCHECKから判明する場合は開催日を含む30日以内とします）
		7. ①	走行不明車で後日メーター改ざんが判明したとき（ただし、CARFAX・AUTOCHECKから判明する場合は開催日を含む30日以内とします）
クレーム事項具体的 項目処理基準表	第5条 （クレーム処理）	3. ②	接合車、災害車（冠水圧車、消火剤散布車等）、メーター改ざん車、積算計桁数不足によりメーターが1周以上し走行距離が変わる車両、メーター交換車で走行距離が変わる車両は契約解除とし、ペナルティ5万円と落札店の被った損害金（事務局が認めた費用）、出品手数料、成約手数料、落札手数料、落札店までの往復陸送費を出品店は支払うものとします。（ただし、CARFAX・AUTOCHECKによりメーター改ざんが判明した車両は契約解除とし、出品手数料、成約手数料、落札手数料、落札店までの往復陸送費を出品店は支払うものとします）
		⑤	【クレーム受付期間】 開催日を含む180日 ただし、送付した保証書、整備記録簿等から判明する場合は事務局発送日から30日以内、CARFAX・AUTOCHECKから判明する場合は開催日を含む30日以内 【処理基準（算定基準）】 キャンセルペナルティ5万円と落札代金、出品手数料、成約手数料、落札手数料、落札店迄の往復陸送費、事務局が認めた加修費を（国内で発生した費用）出品店は支払うものとする。ただし、CARFAX・AUTOCHECKよりメーター改ざんが判明した車両は、出品手数料、成約手数料、落札手数料、落札店までの往復陸送費を出品店は支払うものとします。
	その他	⑧	【クレーム受付期間】 登録書類発送日翌日より30日 ただし、CARFAX・AUTOCHECKから判明する場合は開催日を含む30日以内

以上

上記内容についてご留意のうえ、オークションにご参加いただきますようお願い申し上げます。
 ご不明な点がございましたら、TAA会場窓口にお問い合わせください。

2023年9月吉日

会員各位

運用変更に伴うTAA規約改定のご案内

会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、インボイス制度及び自動車税未経過相当額に関連した運用変更を行います。
運用変更に伴い、下記の通りTAA規約を改定いたします。

TAAでは今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、会員の皆様には、引き続き倍旧のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

2023年10月1日改定

【改定内容】

第二章（会員） 第八章（業務）			
TAA【改定前】	対応		TAA【改定後】
<p>第二章 第2条（入会）</p> <p>1.TAAに新たに入会を希望する人、または法人は、会員登録申込書において、本規約を承認のうえ、所定の書類（会員登録申込書、古物許可証のコピー、印鑑証明書、登記簿謄本、展示場の写真等）をもれなく記入後、入会申込をし、審査のうえ入会を承認され、入会金の支払いが完了し、今後オークションによる商取引に係わる一切の責任を負うことを誓約した人、または法人が入会することができます。</p>	変更		<p>第二章 第2条（入会）</p> <p>1.TAAに新たに入会を希望する人、または法人は、会員登録申込書において、本規約を承認のうえ、所定の書類（会員登録申込書、古物許可証のコピー、適格請求書発行事業者登録番号の審査完了通知書もしくは適格請求書発行事業者公表サイトのコピー、印鑑証明書、登記簿謄本、展示場の写真等）をもれなく記入後、入会申込をし、審査のうえ入会を承認され、入会金の支払いが完了し、今後オークションによる商取引に係わる一切の責任を負うことを誓約した人、または法人が入会することができます。</p>
<p>第二章 第9条（登録内容の変更届出）</p> <p>1.会員は社名、住所、電話番号、取引銀行等、事務局への届出内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更届出を事務局へ行わなければなりません。</p>	変更		<p>第二章 第9条（登録内容の変更届出）</p> <p>1.会員は社名、住所、電話番号、適格請求書発行事業者登録番号、取引銀行等、事務局への届出内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更届出を事務局へ行わなければなりません。</p>
<p>第二章 第12条（会員権利の制限）</p>	追加		<p>第二章 第12条（会員権利の制限）</p> <p>5.適格請求書発行事業者登録番号をTAA事務局に申告しTAA事務局にて登録が完了するまでは出品と落札のどちらもすることができません。</p>
<p>第二章 第16条（強制退会）</p>	追加		<p>第二章 第16条（強制退会）</p> <p>2.社名、住所、電話番号、適格請求書発行事業者登録番号、取引銀行等事務局への届出内容に、故意による虚偽があることが発覚したとき。</p>
<p>第八章 第6条（消費税の表示方法）</p> <p>車両代金および各種手数料等は消費税抜きの金額で表示するものとし、それに係る消費税は別途表示します。ただし、自動車税未経過相当額は内税表示とします。</p>	変更		<p>第八章 第6条（消費税の表示方法）</p> <p>車両代金および各種手数料等は消費税抜きの金額で表示するものとし、それに係る消費税は別途表示します。※削除</p>

以上

2023年9月吉日

TAA会員各位重要なお知らせ

平素はTAAをご愛顧頂き誠にありがとうございます。

この度、「ピラーの修復歴判定」について下記のように変更することとなりましたので、ご案内させていただきます。
ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

2023年10月より「ピラー修復歴判定」の
運用ルールが変わります

- ◆一部外部に露出している部位（ドアに隠れる部分も含めウェザーストリップより外側）に
凹み又はその修理跡があるものは修復歴としない。

以上

上記内容についてご留意のうえ、オークションにご参加いただきますようお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、TAA会場窓口にお問い合わせください。